

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 A&R と株式会社 A&R 従業員過半数代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、派遣先でシステム運用管理業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- (2) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高い事から、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等の為、本労使協定の対象とする。
- (3) 株式会社 A&R は、対象従業員について、労働契約の期間中に特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、特別賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の通りとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は令和 2 年 10 月 20 日職発 1020 第 3 号「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」の「システム運用管理者」。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条の通りとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「東京」により調整。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上で有ること。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとする。

A ランク : 10年

B ランク : 3年

C ランク : 0年

株式会社 A&R は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容で有ったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で昇給させる事も有る。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、労働基準法第37条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当については、雇用契約書に記した通り制度は設けないが退職手当相当を時給換算し、派遣労働者の賃金に加算する。

別表3の通り同種業務に従事する一般労働者の賃金水準に退職費用分(6%)を上乗。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賞与の決定は、半期毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は週末メール添付に有る週報の作業内容と客先貢献度を勘案及び判断し別表2の備考1の通り賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき派遣先 OJT により着実に実施されるものとする。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期限)

第 12 条 本協定の有効期限は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の  
2 年間とする。

令和 4 年 4 月 1 日

株式会社 A&R 代表取締役 渋谷 義広 印  
株式会社 A&R 従業員過半数代表

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	システム運用管理者	通達に定める賃金構造	1,700	1,800	1,850	1,980	2,050	2,170	2,745
2	地域調査	(東京) 114.1	1,273	1,455	1,577	1,640	1,712	1,924	2,401

(職業安定業務統計をベースとする)

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額 (時給)	賞与 (時給)	合計	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級システム運用管理者 (各種サーバー維持管理及びnet構築)	2,170	235	2,405	1,924	10年
Bランク	中級システム運用管理者 (windowsサーバー維持管理及びログイン、フォルダACL管理等)	1,980	235	2,215	1,640	3年
Cランク	初級システム運用管理者 (ユーザーホルダ作成及び各出力機器管理等)	1,800	157	1,957	1,273	0年

Ⅳ

備考1. 賞与については半期毎の勤務評価と業績の結果を勘案し

Aランク、Bランク、Cランクの賞与を支給する、但し会社高業績の場合賞与时給upする。

業績によってはAランク~Cランクの支給額は増減するものとする。

※ 超過作業、通勤手当、特別賞与、退職手当を除いた時給を対象とする。

能力向上や貢献度が認められる場合は1%~3%の上積みも検討する。

別表3 退職金を含んだ支給額

(勤務地：東京)

等級	職務の内容	基本給額	退職金 基本給の6%	支給額 (3月1金含む)
Aランク (10年)	上級システム運用管理者 (各種サーバー維持管理及びnet構築)	2,170	130	2,300
Bランク (3年)	中級システム運用管理者 (windowsサーバー維持管理及びログイン、フォルダACL管理等)	1,980	119	2,099
Cランク (0年~3年未満)	初級システム運用管理者 (ユーザーホルダ作成及び各出力機器管理等)	1,800	108	1,908

令和 年 月 日

## 協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

株式会社 A&R は、令和 4 年 4 月 6 日付けで過半数代表者 天谷恵子と締結した「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）について、別紙のとおり、当該協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発 1020 第 3 号「令和 3 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通知」という）の第 2 に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：株式会社 A&R

代表取締役 渋谷義広

別紙：対象従業員の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。(R4 職安業務統計求人賃金参考)

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額	≧	対応する一般賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級システム運用 管理者 (各種サーバー維持管理 及び net 構築)	2,405		1,924	10年
B ランク	中級システム運用 管理者 (windows サーバ ー維持管理及びプロ グイン、フォルダ ACL 管理等)	2,215		1,640	3年
C ランク	初級システム運用 管理者 (ユーザーホルダ 作成及び各出力機 器管理等)	1,957		1,273	0年

2. 一般通勤手当

協定対象派遣労働者の通勤手当が、通知の第2の2(1)「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

3. 一般退職金

通知の別添4に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の統計調査の数値に更新がないことを確認しました。

○協定対象派遣労働者の退職手当

勤続年数		3年 以上 5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給月数	自己都合 退職	1.0	3.0	7.0	10.0	16.0
	会社都合 退職	2.0	5.0	9.0	12.0	18.0

IV

○一般労働者の平均的な退職手当(令和2年中小企業の賃金・退職金事情(東京都))

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給月数	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

(※) 一般労働者の平均的な退職手当の支給月数は「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値である。